別紙第１号書式（その12）

別紙第１号書式（その12）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和八年九月二十四日から施行する。ただし、第三条中国税収納金整理資金事務取扱規則第八条第二項の改正規定及び第六条の規定は、令和九年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。